

「11. 幹線道路の沿道等における大規模流通業務施設及び特定流通業務施設」の新旧対照表

新	旧
<p>11. 幹線道路の沿道等における大規模流通業務施設及び特定流通業務施設</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 以下のア) またはイ) のいずれかに該当する施設(以下「大規模流通業務施設」)、及びウ) に該当する施設(以下「特定流通業務施設」)であること。</p> <p>ア) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。)の用に供する施設であって地方運輸局長が認定したもの。</p> <p>イ) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であって地方運輸局長の登録を受けたもの。</p> <p>ウ) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く。)の用に供する施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫で認定事業者が設置する施設。</p> <p>2 幹線道路に接していること。</p> <p>3 当該施設の立地にあたっては、市街化区域に工業系の用途地域内に当該施設を建築する適地がないと認められる場合又は当該施設を市街化区域内に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障をきたし若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合であること。</p> <p>4 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</p> <p>5 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル以内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなければならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない趣旨であり、やむを得ず敷地延長の形態である場合であっても、周辺の交通に支障のないものでなければならない。</p> <p>6 申請に係る土地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。</p> <p>7 原則として保安林は含まないこと。</p> <p>8 1のア)イ)においては、自己業務の用に供する目的で行う場合に限る。</p> <p>留意事項</p> <p>一 予定建築物の高さは20メートルを限度とする。</p> <p>二 「大規模流通業務施設」とは、倉庫、配送所等が配置され、物資の保管、配送を行うための施設であるという趣旨であるため、地方運輸局長が認可等するものであっても休憩、仮眠等のための施設の整備や点検施設等の整備など単体としての施設になるものについては、開発行為等の許可の対象としない。</p>	<p>11 幹線道路等の沿道等における大規模流通業務施設</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 「大規模流通業務施設」とは次のものをいうものとする。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設であって地方運輸局長が認定したもの。</p> <p>(2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であって地方運輸局長の登録を受けたもの。</p> <p>2 当該施設の立地にあたっては、市街化区域に工業系の用途地域内に当該施設を建築する適地がないと認められる場合又は当該施設を市街化区域内に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障をきたし若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合であること。</p> <p>3 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</p> <p>4 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル以内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなければならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない趣旨であり、やむを得ず敷地延長の形態である場合であっても、周辺の交通に支障のないものでなければならない。</p> <p>5 申請に係る土地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。</p> <p>6 原則として保安林は含まないこと。</p> <p>7 4車線以上の国道に接していること。</p> <p>8 自己業務の用に供する目的で行う場合に限る。</p> <p>留意事項</p> <p>一 予定建築物の高さは20メートルを限度とする。</p> <p>二 大規模流通業務施設とは、倉庫、配送所等が配置され、物資の保管、配送を行うための施設であるという趣旨であるため、地方運輸局長が認可等するものであっても休憩、仮眠等のための施設の整備や点検施設等の整備など単体としての施設になるものについては、開発行為等の許可の対象としない。</p>

<p>三 「認定事業者」とは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する国土交通大臣が認定する総合効率化事業を行う者をいう。</p> <p>四 「幹線道路」とは、4車線以上の国道で、本市市街化調整区域に存する国道16号線と国道464号線をいう。</p> <p>五 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する者をいう。ただし、当該道路の反対側は対象としない。</p> <p>六 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</p> <p>七 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有に対して計画内容を十分に説明し、これらのものの相当数の同意が得られていること。</p> <p>八 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。</p> <p>(令和2年4月1日一部改正) (令和4年4月1日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準11は、令和2年4月1日から施行する。 (施行期日) 1 この基準11は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>三 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する者をいう。ただし、当該道路の反対側は対象としない。</p> <p>四 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</p> <p>五 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有に対して計画内容を十分に説明し、これらのものの相当数の同意が得られていること。</p> <p>六 「4車線以上の国道」とは、本市市街化調整区域に存する国道16号線と国道464号線の2路線をいう。</p> <p>七 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。</p> <p>(令和2年4月1日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準11は、令和2年4月1日から施行する。</p>
--	---